

令和7年度 年次報告書

令和7年度 年次報告書

3 Top message

4 特集Ⅰ あなたの周りのつながり、災害時にも役立ちます！

- 全国災害福祉支援センターの活動報告
 - ・ 全国の災害福祉支援をつなぐ拠点として、始動。
 - ・ 必要な現場へ、福祉の力を届ける。
- 全国災害福祉支援センターの職員紹介 担当者の想い
- 都道府県社協担当者 座談会
- 事例・資料紹介
 - ・ 実践 過去から未来へ、地域がつながる
 - ・ 専門職のつながりで備える
 - ・ HOT！災害福祉支援をめぐる制度動向
- 令和8年熊本地震
 - ・ 支援活動報告
 - ・ 種別協議会の取り組み

14 2025年度（令和7）活動ハイライト

- 数字で見る全社協
- 活動ハイライト

18 特集Ⅱ 誰もが自分らしく生きるために —福祉と「権利擁護」の深いかわり

- 「ふだんの暮らし」のなかの権利課題
- 生活のなかの権利擁護に向けた社会福祉の取り組み

22 全社協の組織概要

編集方針

全社協の事業や活動、実績、組織概要等を紹介し、社会福祉関係者・関係団体、他分野の団体、マスコミ、さらには一般の皆さまへの広報活動や理解促進に役立てていただくことを目的に刊行しています。

報告範囲

全国社会福祉協議会および種別協議会・団体連絡協議会の活動

対象期間

2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）の取り組み実績をもとに作成しています。ただし、必要に応じて2026年4月以降の情報も掲載。

写真掲載

事前に承諾を得ています。

Top message

平時のつながりを有事の力に
一人ひとりの尊厳が守られる
地域をつくる

全国社会福祉協議会
会長 村木 厚子



令和8年7月に発生した令和8年熊本地震、ならびに同年8月の千葉豪雨をはじめ、相次ぐ自然災害により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

社会が激しく変化し、人と人とのつながりの希薄化が進むなかで、私たちは今、多くの困難に直面しています。

しかし、このような時代だからこそ、長年にわたり福祉関係者が積み重ねてきた多様な実践が、地域社会を確かに支える基盤となります。この確信のもと、令和7年度において本会は、福祉関係者共通の取り組みに係る新たな羅針盤として「全社協 福祉ビジョン2025」および「社協基本要項2025」を提示し、皆さまとともに未来を切り拓く一歩を踏み出しました。

令和7年度の年次報告書(アニュアルレポート)では、私たちが平時から培うべき「つながり」と、一人ひとりの「権利擁護」に焦点を当てています。

特集Ⅰでは、災害福祉支援の視点から「つながり」を取りあげ、平時における地域福祉の推進や「顔の見える関係性」の構築が、災害時にいかに命と生活を支えるかを考察しています。

あわせて、令和7年の災害救助法等の改正

ならびに本年6月の社会福祉法の改正等を踏まえ、本会が同年10月に本格設置した「全国災害福祉支援センター」の機能についても紹介しています。都道府県・市区町村社協、社会福祉法人、企業等との多層的な連携、災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害ボランティアセンターの支援体制の強化に向けた具体的な取り組みをまとめています。

さらに特集Ⅱでは、「権利擁護」を取りあげています。「ふだんの暮らし」のなかにある「権利」に目を向け、社会福祉における権利擁護を考えます。実践紹介では、子どもアドボカシーや頼れる身寄りのいない高齢者等への支援に焦点を当てました。

地域に生きるすべての人びとの力が、やがて大きな「支え合い」の輪となります。誰もが自分らしく、ともに生きる豊かな地域社会の実現に向け、全国の社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉施設・事業所をはじめとする関係者の皆さまと手を取り合い、共創の歩みを進めてまいりましょう。

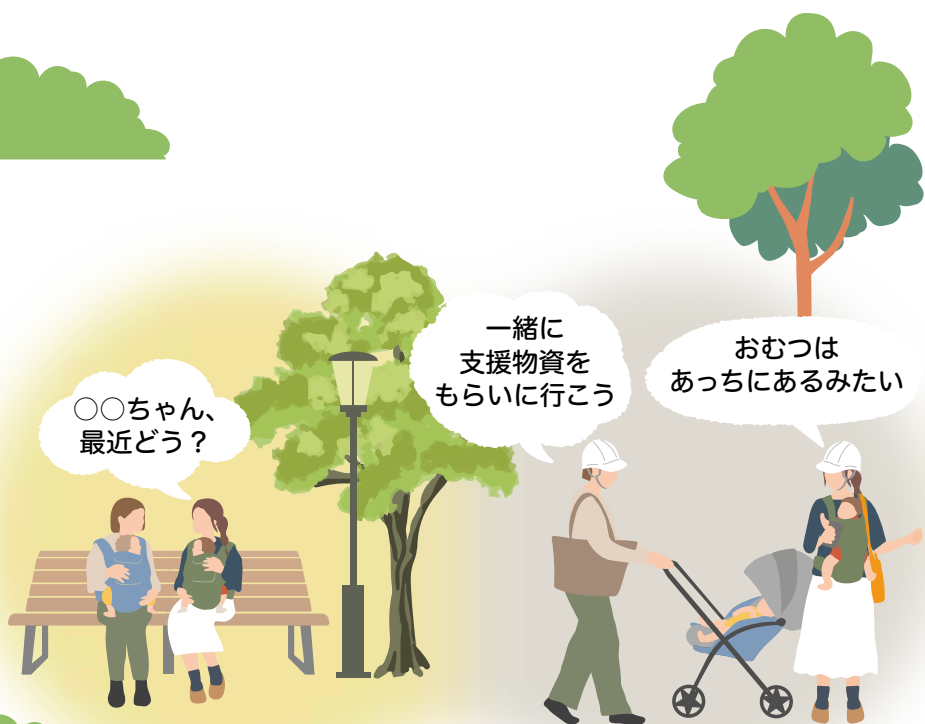
今後とも、変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

特集Ⅰ あなたの周りのつながり、災害時にも役立ちます！

災害が起きたとき、私たちを支えてくれるのは、特定の専門職だけではなく、何気ない日々のつながりが、いざというときの気づきや助け合う力になります。そして、そのつながりを地域の中でつくり、支え、必要な支援につなぐ人たちがいます。社会福祉協議会をはじめ、全国の社会福祉関係者がつながり、被災地に必要な支援を届けています。あなたの周りにあるつながりから、災害時にできることを考えてみませんか。

日常

災害時



いつもの「こんにちは」が、 もしもの「大丈夫？」につながる。

全国災害福祉支援センター

全国の災害福祉支援をつなぐ拠点として、始動。

令和7年4月1日に準備室として体制整備を進め、同年10月、正式に「全国災害福祉支援センター」を設置しました。災害福祉支援を担う都道府県のネットワークや関係団体等をつなぎ、平時から顔の見える関係を築きながら、災害時に迅速かつ円滑な支援を展開することをめざしています。初年度となる令和7年度は、全国の担当者との情報共有やブロック会議、DWAT（災害派遣福祉チーム）の研修、関係団体（災害支援団体、教育機関、民間企業等）との意見交換などを実施。全国の災害福祉支援を支える新たな体制づくりに取り組みました。

全国の担当者、顔の見える関係づくり

都道府県社協の職員を対象とした災害福祉支援センターの情報共有会議や、都道府県の災害福祉支援ネットワーク担当者（県庁職員、県社協職員等）を対象としたブロック会議を開催しています。平時からの情報交換や協議を通じて、支援における統一的な基本的考え方やめざすべき活動の方向性を共有し、災害時に都道府県を越えて相互に支援し合える体制づくりを進めています。



災害福祉支援センターの情報共有会議は、センター設置県による協議だけでなく、未設置県も交えた情報共有の場として開催しました。



ともに学び、備える

災害発生直後の支援を担うDWATの初動を想定した「初動チーム研修」を初めて実施しました。派遣の決定や情報整理、先遣活動、避難所アセスメントなど、実際の被災地支援を想定した演習を通じて、迅速に動くための力を身につける場となりました。DWAT活動要領や研修参加者アンケートをもとにブラッシュアップし、令和8年度以降のDWAT関連研修につなげていきます。



DWAT初動チーム研修には72名が参加しました。



多様な専門性をつなぐ

各地の社会福祉協議会や都道府県ネットワーク、福祉関係団体、行政機関、災害支援団体、保健・医療関係機関など、さまざまな立場の関係者との意見交換や研修協力を重ねました。それぞれの知識や経験を持ち寄り、災害福祉支援をより良くするための連携・体制強化を進めています。



令和7年度は関係団体等との連携の場に293回参加しました。

必要な現場へ、福祉の力を届ける。

令和7年度は、全国各地で大雨や台風、大規模火災、地震などの災害が発生しました。災害の規模や状況によって、必要な支援のかたちはさまざまです。全国災害福祉支援センターでは、職員を現地に派遣し、状況を把握し、関係者と情報を共有しながら、DWATの活動支援や災害ボランティアセンターの運営支援、被災地の社協支援など、その時々に必要な支援を行いました。

令和7年度の災害支援から、4つの事例を紹介します。

8月 【熊本県】大雨災害

大雨により、熊本県をはじめ5県で被害が発生しました。熊本県内では10市町に災害ボランティアセンターが設置され、被災者の生活再建に向けた活動が行われました。また、被災県社協の後方支援を行う新たな仕組みとして、他県社協の職員を熊本県社協に派遣しました（試行実施）。



9月 【静岡県】台風15号 竜巻被害

台風15号に伴う竜巻により、牧之原市などで被害が発生しました。静岡DWATは自治体と連携しながら被害が大きかった地域を巡回し、在宅避難者への支援活動を実施しました。



10月 【東京都】台風22号・23号

台風22号・23号により、八丈町などで被害が発生しました。東京DWATは被災した住民を訪問し、生活の困りごとや福祉的なニーズを確認。町役場や八丈町社協と連携して必要な支援につなげました。



11月 【大分県】大分市佐賀関 大規模火災

大規模火災により避難所が設置され、発災翌日から大分DWATが避難者への支援活動を開始。大分市社協の災害ボランティアセンターも相談窓口を設けて住民のニーズ調査を行いました。



〈令和7年度 主な大規模災害〉

時期	災害名称	被災地域
8月	大雨災害	熊本県、鹿児島県、福岡県等5県
	大雨被害	秋田県
	台風12号	鹿児島県
9月	台風15号（竜巻被害）	静岡県牧之原市
	大雨被害	三重県四日市市
10月	台風22号・23号	東京都八丈町
11月	大規模火災	大分県大分市
令和8年1月	青森県東方沖地震	青森県、岩手県、北海道
	島根県東部地震	島根県東部、鳥取県西部
	大雪被害	青森県、秋田県、新潟県

平時からのつながりが、いざというときの力になる

担当者の想い

担当業務について

平時には災害福祉支援に関わる会議や研修の企画運営等を担当しています。災害が発生した際には、自ら被災地に入り、被災地支援の体制整備や各団体との調整を行っています。社協職員として「地域福祉の延長にある災害支援」を常に意識し、発災時の支援にとどまらず、復旧・復興後も被災地で住民同士が支え合える体制や環境の構築をめざしています。

「つながりづくり」について

災害発生時に被災地の社協や DWAT 事務局から「お願いしやすい」相手になれるよう、平時から「ちょっと無理が言える関係」づくりに取り組んでいます。研修等でお声がけいただいた際はできるだけ各地を訪れ、公私にわたって現地の方とその土地の味を楽しんでいます。



プロフィール

駒井 公 こまい あきら

全国災害福祉支援センター 参事 2012 年入局

災害福祉支援センターの職員になって、感じていること

災害時には被災地の日ごろの地域福祉力がそのまま表出します。災害支援は福祉とは別物ではなく、災害時にこそ福祉力、すなわち社協の真価が問われると感じています。

地域福祉の延長にある災害支援をめざして、災害支援は社協の特定の部署が行うものではなく、災害支援こそ社協の総力をあげて取り組むという意識醸成を進めていければと思っています。



プロフィール

由利 侑耶 ゆり ゆうや

全国ボランティア・市民活動振興センター 参事
(全国災害福祉支援センター兼務) 2011 年入局

災害福祉支援センターの兼務職員になって、感じていること

以前は主に「災害 VC の担当者」という立場で被災地支援をしていましたが、現在は DWAT の活動や福祉事業所への支援といった領域にも視野を広げ、現地の関係者と連携しています。それに伴い、多角的な視点や福祉に関する深い専門知識が求められていると日々実感しています。

ボランティアと福祉、双方の視点を持ち合わせることで、目の前の被災者や被災地に対して、より最適で幅広い支援の選択肢を提案できる存在でありたいと思っています。

担当業務について

災害時に設置される「災害ボランティアセンター（災害 VC）」の運営支援を担当しています。平時は、全国の社協に向けた災害 VC の設置・運営研修の企画・実施を通じて、地域における災害対応力の強化を推進しています。

発災時には先遣隊として現地へ赴き、被災地社協への全国からの応援職員の派遣調整や、現場ニーズに即した支援策について、被災地社協を中心とした関係者とともに協議し、決定へのサポートを担っています。これらの業務において最も重視しているのは、全社協内外のネットワークを活かした「迅速かつ的確な情報共有と発信」です。

「つながりづくり」について

本会が推進する「地域協働型災害 VC」の実現に向け、全国の社協に対し、平時からの多様な関係機関・団体とのネットワーク構築を働きかけています。令和 7 年度には、新たな試みとして「企業×災害 VC を考える勉強会」を発足しました。令和 8 年度の災害対応では、イオン(株)、(株)ウェザーニューズ、SOMPO ホールディングス(株)、日野自動車(株)など多数の企業から、災害 VC の「運営機能」を直接支援していただく企業ボランティアとしての参画を実現できています。

今後もこうした取り組みを通じて、被災地にある多様な「支援を求める声」を社会へ届け、共感を広げる機会を創出していきたいと考えています。

※「地域協働型災害 VC」とは…

発災時に社協職員だけでなく住民・企業・学校等、地域の様々な関係者が主体となって災害 VC を運営するために、平時から多様な関係機関・団体とのネットワーク構築に取り組むこと。

平時



災害時



平時



災害時



兼務職員

全国災害福祉支援センターでは、専任職員 3 名に加えて、全社協の各部 19 名を兼務職員として配属しています。兼務職員の会議や平時からの情報共有を通して、全社協全体の体制構築や職員の意識・対応力の向上を図っています。



話しておく。会っておく。 「知っている人」は力になる。

都道府県社協担当者 座談会

災害が起きたとき、地域の中で誰と誰が協力できるのか。その答えは、災害が起きてから見つけるものではありません。秋田県・山梨県・高知県の社会福祉協議会で災害福祉支援に携わる3名の職員に、普段からの関係づくりについて聞きました。県内の市町村社協と関わりながら、県を越えた社協や全国組織とも関わる都道府県社協。顔を合わせて話すこと、困ったときに気軽に相談できる人がいること。その一つひとつが、災害時の力になります。座談会を通じて、県を越えた関係や全国災害福祉支援センターへの期待についても語ってもらいました。

座談会参加者



高橋 みのり氏
秋田県社会福祉協議会
災害福祉支援センター 主任



根津 敬太氏
山梨県社会福祉協議会
災害ボランティア・福祉支援センター 主任



鳴川 真央氏
高知県社会福祉協議会
災害福祉総合調整課 主任



「災害時」をテーマに、 普段から顔を合わせる

高橋：秋田県では、市町村社協の職員と一緒に、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練や、災害ボランティア活動の実践研修を実施しています。もともとは人材育成が目的なので、つながりづくりのためにやっているわけではないですが、一緒に研修をつくっていく中でこれまで接点のなかった職員ともつながりが生まれています。また、「自分の地域ではこうしたい」という話を聞くこともあり、市町村社協の考えを知るきっかけにもなっています。

過去に研修を受けたことがある団体には積極的に災害関係のイベントなどの情報を届けていて、研修には社協職員だけでなく、行政やNPO法人、

ボランティア団体などにも参加してもらっています。災害ボランティアの事前登録者にも情報発信をしていて、いざというときだけでなく、普段からつながっておくことを意識しています。災害が起きたときに、探せば知っている顔がいる。そのほうが双方が安心できると思うので、できるだけ市町村社協に足を運んで、職員の方と会って話すことを意識しています。

根津：山梨県でも研修を実施していますが、令和7年度より災害ボランティア・福祉支援センター（災害福祉支援センター）を設置したことで予算を確保できるようになりました。市町村社協や行政関係者、NPO法人、ボランティア団体、DWATの登録員に参加してもらい、災害ボランティアセンターやDWATについてだけでなく、災害時の福祉支援について広く理解してもらえるよう意識しています。

災害業務を担当する前から市町村社協の方々とは頻りに連絡をとるようにしていましたが、災害をテーマにすると、普段よりも本音で話しやすくなる

んです。山梨県は災害の発生件数が少ない県ですが、「災害」はどの市町村でも共通のテーマです。「こうしたいいよね」という机上の空論ではすまなくて、実際にどう動くかを考えないといけません。「うちは職員が少なくできない」や「実際にはこういう課題がある」という具体的な各市町村社協の事情も話に出てきます。そうすると、災害時のことだけでなく、その市町村社協が普段どんな状況で仕事をしているのかまで見えてくる。そういうところから、軽いつながりではなく、災害時にも本当に頼れる関係ができていくのかなと思っています。

鳴川：高知県では南海トラフ地震が想定されていることもあり、以前から住民と一緒に災害について考える文化が根付いていたと思います。ここ数年であらためて市町村社協から「ネットワークをどのようにつくっていくべきか」と相談を受けることが増えましたが、「今ある地域のネットワークを災害時にどう活かせるか」という視点を大切にしています。

令和8年2月に高知県庁と合同で災

害中間支援組織を立ち上げ、同時に「こうち災害支援ネットワーク」という民間のネットワークを設立しました。普段は子ども食堂など災害とは違うテーマで活動しているNPO法人や地域の人たちも、ネットワークの構成員です。県内に小さなネットワークをたくさんつくり、それらがつながって大きな網の目となることで、結果的に高知県内の災害対応力の強化に結びつくことをめざしています。

また、県社協のなかに災害の専門部署ができたことによって、以前よりも市町村社協や福祉関係者の団体と自主的に関わられるようになりました。県社協内の体制整備によって、外部とのつながりの拡充が可能になっていると感じています。

都道府県を越えて、 「困ったときに聞ける人」を増やす

高橋：県を越えたつながりでは、全社協が開催する情報共有会議がすごく役立っています。秋田県社協が災害福祉支援センターをつくるときには、すでにセンターを設置していた県の担当者を紹介してもらい、「予算はどうしましたか」「どんな事業をやっていますか」と具体的に教えてもらうことができました。今でも、何かあったときに聞ける関係です。

社協の応援事業として他県の被災地に派遣されると、普段は出会わない他県の社協職員と顔見知りになれます。実際に秋田県仙北市が被災したとき、災害ボランティアセンターの閉所にあたり、訪問調査の項目を考えることになりました。私も仙北市社協も初めての経験でしたが、前年度に同じ動きを経験した山形県社協に詳細を聞くことができました。応援する側として支援に入ったつながりが、受援側になって役立ち、ネットワークがあってよかったと実感しました。

根津：「災害福祉支援センター」としてのつながりではなく、職員（個人）同士のつながりが重要なのではないのでしょうか。私の周りは「会話をすること」でつながりが生まれています。山梨県は災害が少ない県なので、なおさら近隣県とのコミュニケーションは大事だと思っています。長野県や静岡県などの人とは、普段から電話して「今度こういう企画をするんだけど、何か情報ない？」と聞いたり、近隣の研修に参加したりしています。そうやって普段からやり取りしていると、災害が起きたときにも自然と連絡してくれるんですね。先日山梨県で大きな地震があったとき、実際の被害はありませんでしたが、他県のいろんな人から「大丈夫？」と電話やメッセージをもらいました。そのとき、「今まで私が足を運んできた意味が、ここにあったのかな」と感じました。オンラインで遠くの人ともつながれる時代ですが、やっぱり基本は、足を運んで、顔を合わせて、会話しておくこと。それが、いざというときの「頼れる先」を増やしていくんだと思います。

鳴川：私も根津さんと同じで、よく電話で連絡するタイプです。気軽に話せる関係性になって、その人だから聞ける、その人だから言えるという相手が増えていけば、個人としても組織としてもつながりが強くなっていくと思います。

四国では、県を越えて一緒に研修をする機会が多いです。市町村社協同士や、隣県で生活圏域が近い地域同士がつながる場をつくっていくことも意識しています。

一方で、自治体の対口支援のような遠方県同士のつながりも社協の活動に取り入れられないかと考えています。南海トラフのような大規模災害では、高知県は助けてもらう側になる可能性が高いです。だからこそ、いかにうまく助けてもらうか、災害福祉支援センターとして考えていく必要があると感じています。

全国災害福祉支援センターに 求める、つながる「場」と 現場を支える「情報」

根津：DWATや災害ボランティアセンターなど、災害に関連した会議・研修は社協の他の分野と比べて回数が多いと感じています。研修や会議に参加することが、いろいろな人とつながるきっかけになっています。そのうえで、結局は私たち自身が、その「場」をどう使うかも大事だと思います。開催されるさまざまな「場」で得た情報やネットワークを活用して、どれだけ自分たちが危機感をもって日々の業務に取り組むか。社協職員一人ひとりに求められていることだと思います。

高橋：全国災害福祉支援センターが配信している「災害福祉支援通信」は重要な情報源だと感じています。一方で、顔の見える関係性が広がっているからこそ、特定の誰かだけでなく、全社協の誰に相談しても必要な人につながるような仕組みがあると、より安心して頼れると思います。

鳴川：私も、場と情報はすごくありがたいです。そのうえで、全国災害福祉支援センターには、都道府県レベルではなかなか対応できない制度や仕組みの改善・提案について、現場の声を聞き、国に届けてほしいと思っています。制度をつくる側と、実際に現場で動く側では、見えているものが違います。だからこそ、各県の現場が無理なく動ける仕組みになるように、国に対して働きかけてもらえるとありがたいです。



実践 過去から未来へ、地域がつながる

地域のつながりづくりの担い手として、社会福祉法人は防災面でも重要な役割を果たします。

過去の学びを未来の安心に、地元の県立高校と連携して世代を超えたつながりづくりに取り組んでいる岩手県の2つの法人をご紹介します。

1 社会福祉法人みちのく大寿会

特別養護老人ホーム久慈平荘の野田大介副施設長が「災害福祉を学ぶ交流会 in 滝の家」を開催し、岩手県立久慈翔北高校の高校生や大学生、釜石市社協の職員、福祉施設職員などが集まりました。この交流会は、東日本大震災の際に釜石市に作られた介護付き避難所「滝の家」での支援経験を振り返り、これからの災害支援のあり方を考えるために開かれました。

参加した学生たちは、震災当時に支援に携わった大人たちの真剣な話し合いに耳を傾けました。「滝の家では災害関連死が出なかったこと」や「地域の限界を知るからこそ、他の地域とつながれる」という当時の話を聞き、福祉の専門職として必要な素養や考え方を学びました。一人ひとりが新たな気づきを得て言葉にすることで、高校生にとって将来福祉の道に進むための大切な学びの場となりました。



専門職のつながりで備える

全国民生委員児童委員連合会

災害に備える 単位民児協・民生委員活動の チェックリスト

民生委員・児童委員が災害発生時・発生後の対応に備えるためのチェックリストです。被災地の民児協等へのヒアリングをもとに作成し、具体的な方法やポイントが示されています。各地域でぜひ活用ください。



障害関係団体連絡協議会

避難生活での支えあい 障害のある方と家族の困りごと

障害のある方や家族が「避難生活で困ること」や「こんな助けがあるとよいと思うこと」を整理し、多くの人に知っていただくために作成したパンフレットです。行政機関や関係機関、避難所運営に関わる方々はぜひご覧ください。



2 社会福祉法人門前保育会

幼保連携型認定こども園門前保育園は、久慈翔北高校と合同で避難訓練を実施しました。高校が緊急避難場所に指定されたことを受け、保育園側が依頼し、生徒の防災学習の場として双方の意向が一致したことで実現しました。

訓練では、園児と保育教諭が保育園を出発し、途中で合流した高校生とともに避難を行いました。高校到着後は高校生が寸劇を通して避難時の約束事を園児に伝え、保護者の迎えを待つ間は園児と一緒に遊んで見守り、保護者へのスムーズな引き渡しをサポートしました。

園児が実際の避難経路や動きを体験するだけでなく、高校生の地域防災への意識を高め、地域の高校と保育園が交流を深める機会となりました。



HOT!

災害福祉支援をめぐる制度動向

～災害法制に「福祉」を、福祉法制に「防災」を～

2025年7月に災害救助法が改正され、救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置づけられ、DWATの活動範囲が拡大し、被災者支援の充実等が図られました。

また、令和8年6月には、社会福祉法が改正され、包括的支援体制の整備にかかる施策や地域福祉（支援）計画に「防災」を位置づけることや、DWATの養成・登録を国の責務とするなど、平時から災害福祉支援体制の整備が図られることになりました。

こうした制度動向を踏まえ、福祉関係者がこれまで以上に被災者に寄り添った支援活動を迅速かつ効果的に推進するために、全国災害福祉支援センターでは、都道府県・市区町村の福祉関係団体との連携を強化し、全国のネットワークを活かした災害福祉支援体制の整備を進めます。

令和8年熊本地震

支援活動報告

令和8年7月28日に発生した熊本地震では、熊本県内の各地で大きな被害が発生しました。全社協では、発災直後から被災地の状況や支援ニーズを把握し、関係団体・機関と連携しながら、DWATの活動支援、被災福祉施設への職員応援派遣、災害ボランティアセンターの運営支援、生活福祉資金の特例貸付などを進めています。ここでは、8月31日時点の主な取り組みを紹介します。

災害派遣福祉チーム（DWAT）

3拠点で活動を展開

8月31日時点で、16県から21チーム・のべ1,923名のチーム員が熊本県内に入り、八代市・宇城市・氷川町の3拠点を中心に活動しています。熊本県内では、県全体を統括する「DWAT本部」、地域ごとの調整を担う「地域活動拠点本部」、現場で直接支援を行う「現地チーム」の3層構造で支援を展開。避難所での生活支援や福祉ニーズの把握など、被災された方の状況に応じた支援を行っています。今後は、避難所の集約・統合や在宅支援への移行も見据え、派遣体制の検討を進めます。



被災福祉施設等への職員応援派遣

被災した福祉施設の事業継続を支える

全社協・社会福祉施設協議会連絡会等の協力のもと、8月12日から、被災した福祉施設等に対し、他の福祉施設の職員の応援派遣を実施しています。8月31日時点では応援要請のあった23施設に対して275名の応援派遣を実施しました。派遣先からは、長期化する支援や複数人の応援が必要との要請もあり、現地の状況を踏まえながら派遣調整を継続しています。



災害ボランティアセンターの運営支援

被災者を災害ボランティア活動で支える

被災した11市町で災害ボランティアセンターが開設され、8月31日時点で延べ1万8,675人のボランティアが活動しています。各市町の災害ボランティアセンターにはさまざまな支援ニーズが寄せられており、地域の社協をはじめ、全国の社協ネットワークから職員を派遣。被災地域の社協と全国の社協が連携し、災害ボランティアセンターの円滑な運営を支えています。



生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

当面の生活に必要な資金の貸付を実施

8月19日から、生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付を開始しました。熊本県内10市町の社協に対し、全国の各ブロックから応援職員が派遣され、相談・申込への対応を行っています。8月26日までの6日間で、相談は1,422件、申込は1,256件に達しました。被災された方の生活再建を支えるため、各市町社協と全国の社協ネットワークが連携して対応しています。



種別協議会の取り組み

全国身体障害者施設協議会

発災直後から熊本県内の会員施設の被害状況を確認し、被災した3施設への支援を開始しました。九州ブロックを中心に人的支援を行うとともに、各ブロックから寄せられた支援物資を届けるなど、施設の復旧・再開に向けた支援を進めています。

全国社会就労センター協議会

被災したセルフ施設・事業所への支援のための対策本部を設置し、現地の被害状況や支援ニーズを把握しています。全国セルフ協・日本セルフセンター合同で先行支援金を拠出するとともに、義援金の募集も開始。熊本県セルフ協と連携しながら、事業の再開・復旧に向けた支援を進めています。

全国保育協議会・全国保育士会

熊本県内の保育所・認定こども園等を訪問し、地震発生時から現在までの状況や必要な支援について聞き取りを行いました。現場から寄せられた声をもとに、災害時の保育所等への支援や保育士への支援について国への要望を行うとともに、支援金等による被災施設への支援を進めています。

2025^[令和7]年度 活動ハイライト

全社協 2025年度 この1年間

「全社協 福祉ビジョン」に掲げる「ともに生きる豊かな地域社会の実現」に向けて、本会の取り組みを数字でふりかえります。

数字で見る全社協

政策提言、要望

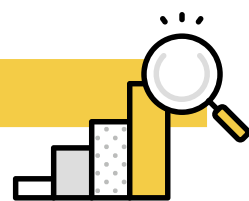
88件



社会福祉をめぐる制度、予算等に関する提言や要望を政策委員会および各種別協議会から政府等へ提出しています。とくに、災害法制への「福祉」の位置づけや社会福祉法への災害支援の明示、福祉従事者の処遇改善・物価高騰対策は、関係者の声を集約し、数年にわたり要望・意見表明を行い、実現が図られました。

調査研究

59件



福祉現場の実態を明らかにするための調査や、今後の制度や実践のより良いあり方に関する研究等を実施しています。その成果をふまえた提言・要望を行うことで、福祉諸制度の改善・充実につなげていきます。

全国大会、研修会等の開催

180回
35,460人

うち中央福祉学院開催研修事業

独自研修	14 種類	20 回	4,607 人
委託補助研修	5 種類	6 回	1,939 人
計	19 種類	26 回	6,546 人

各分野における全国大会、研修会等の開催により、福祉の現場で働く人びとの知識・技術の向上、資格取得を促進しています。

新規刊行図書・月刊誌

71点



月刊誌のほか、実務・実践に役立つさまざまな図書、福祉を学ぶすべての人のためのテキスト等を刊行しています。



これからの福祉をともにつくる「人」を育てる・つなげる・支える

ロフォス湘南 開設から30周年

中央福祉学院（ロフォス湘南）は、開設30周年という大きな節目を迎えました。

昭和25年度に厚生省（現在の厚生労働省）から要請を受け、社会福祉主事の講習会を行う「社会事業研修所」として発足した本会研修センターは、平成7年度に現在の葉山町へと移転、宿泊施設を有する「中央福祉学院」となりました。この総合研修施設は、「ロフォス湘南」（ギリシャ語で「丘」の意）の愛称で親しまれ、30年間の受講者は延べ32万人に上りました。現在は、児童福祉司や社会福祉士の養成のほか、社会福祉法人の経営や会計の講座なども開催しています。

令和7年10月27日には、開設30周年を祝う「感謝の集い」を行いました。当日は、葉山町長をはじめ、これまでの研修で登壇いただいた講師、葉山町社会福祉協議会会長、町老人クラブ会長、地域関係者といった方々に参加いただき、今後も福祉を志す人をつなぐ役割を果たす決意を新たにしました。



2040年を見据えた福祉人材確保へ

全社協では、福祉人材の確保・育成・定着に向け、全国経営協等種別協議会および各県福祉人材センターとの協力のもと、社会福祉法人の求人登録増をめざし、約4万部のパンフレットを配布しました。

また、介護福祉士等届出制度の拡充に伴い、試験合格者に届出制度の説明と登録先である都道府県福祉人材センターの紹介パンフレットを送付。登録者には、各都道府県福祉人材センター独自の情報等を送るプッシュ型支援を行いました。

福祉人材情報システム（COOLシステム）についても、利便性向上やセキュリティ強化に加え、社会福祉法改正に盛り込まれた届出制度見直しにも対応する、機能改修に着手しました。

今後も、2040年を見据えた福祉人材の確保に向け、多様な関係者との連携・協働を進めます。

福祉教育の推進と体制整備

福祉教育は子どもから大人まで、地域で暮らす全世代を対象に、「ふだんのくらしのしあわせ」をつくるための学びです。身近な暮らしや地域との関わりの中にある福祉的な課題に気づき、自ら考え、解決に向けて行動する力を育むことを目的としています。

令和7年度は、全国福祉教育推進委員会において進めてきた、5年間にわたる福祉教育推進員養成の実践を総括し、今後の社協における福祉教育の枠組みや推進体制を整理しました。

また、都道府県・市区町村域での福祉教育の推進に向け、「全国福祉教育推進員研修」を開催しました。研修では、オンデマンドによる事前学習と集合研修を組み合わせ、福祉教育について学び、ともに地域での実践を考える機会となりました。

つながりを育み、支え合う場をつくる

福祉にかかわる多様な場づくり

全社協は、「こどもまんなか 児童福祉週間（以下、児童福祉週間）」および「老人の日・老人週間」の主唱団体の一員として、児童福祉や高齢者福祉をはじめ、誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、さまざまな啓発活動や、福祉について考える機会・場づくりに取り組んでいます。

「児童福祉週間」は、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に実施され、国民に児童福祉の理念を周知し、児童福祉への理解・認識を深めてもらうことを目的としています。「老人の日・老人週間」は、老人福祉法において、9月15日を「老人の日」、同日から21日までを「老人週間」と定めています。昭和22年に、兵庫県野間谷村（現 多可町）で始まった「敬老会」を起源とし、同26年に中央社会福祉協議会（現 全社協）が9月15日を「としよりの日」と定め、運動を開始し、その後、同38年に老人福祉法に位置づけられることになりました。全社協は、これら週間のポスター制作、児童福祉週間の中央行事であるこいのぼり掲揚式など

を通じて、児童福祉・高齢者福祉の啓発に取り組んでいます。

また、令和4年度に設立された「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に幹事団体として参画し、地域における見守りや助け合い、相談支援、サロン活動など、人と人とのつながりを育む取り組みを推進しています。令和7年度には、民生委員・児童委員、老人クラブ、社協、社会福祉法人の四者が共同で全国キャンペーンを展開。各団体の会報誌等を通じた情報発信による広報・啓発活動や、「つながりサポーター」養成講座の実施等を働きかけました。



アジア各国と育む福祉の未来

アジア社会福祉従事者研修

民間社会福祉分野における国際交流の一つとして、アジア各国で活躍するソーシャルワーカーを招き、日本の社会福祉制度や実践を学ぶ研修を実施しています。令和7年度は、6か国からの6名が39期生として約11か月の研修を修了しました。

修了生たちは自国で福祉活動のリーダーとして活躍しています。全社協では修了生たちとのネットワークを活かし、各国の福祉活動の発展のため、修了生による母国での福祉活動の助成や大規模災害時の支援など、多様な事業を通して、ともに学び、ともに支え合えるつながりを広げています。



スリランカと日本をつなぐ福祉の実践

現地の支援者等との交流を通じて地域の生活課題や福祉活動への理解を深めるプログラム「スタディツアー」を実施しました。社会福祉関係者をはじめ、本会の国際交流・支援活動を支援する「国際交流・支援活動会員」が、左記研修の修了生による自国での福祉活動を視察する活動です。

訪問先のスリランカでは、社会に深く根付く「慈悲の心」や「助け合いの文化」を基盤とする福祉実践を学ぶとともに、令和5年度から開始した「アジアの子どもたちに寄り添い、育む」プロジェクトにより就労・就労支援を行っている子どもたちと交流しました。



福祉の魅力を社会へ伝える ～全社協が挑む新たな広報～

広報プロジェクトチームが始動

全社協は、令和8年度重点事業の一つに「双方向性を意識した広報機能の強化により、社会福祉への共感と参画を拡げる」を掲げました。この事業の実践に向けて、各部所の職員で構成する広報プロジェクトチームを発足し、組織全体でこれまで積み重ねてきた広報活動を部所横断的に展開しました。

令和7年度は、Instagramのアカウントを開設し、職場の魅力と、職場内外のコミュニケーションの活性化を目的に事業・行事、職員紹介を発信。また、職員採用活動では、職場紹介動画を独自に制作するなど、新たな情報発信に挑戦しました。

今後は、本会事業の情報発信に留まらず、福祉分野全体の価値向上に貢献する広報活動をめざします。

H.C.R.でつなぐ福祉の可能性

全社協は、一般財団法人保健福祉広報協会と共に、最新の福祉機器の展示や多様なテーマのセミナー・シンポジウムを実施する「国際福祉機器展&フォーラム（H.C.R.）」を主催しています。

令和7年度は、400社以上の出展がありましたが、全社協および種別協議会としても多数の企画・出展を行いました。全国経営協では創意工夫あふれる学生の社会福祉活動を広めるため、国際福祉機器展で初めて、「社会福祉学生ヒーローズ in H.C.R.2025」を実施しました。過去に「社会福祉学生ヒーローズ賞」を受賞した団体と、実践動画を公開した学生団体が登壇し、発表や交流を通し、学生自身が社会課題に真剣に取り組むことの楽しさを伝えました。



SNSを活用した情報発信の強化

タイムリーな情報発信に加え、若者をはじめとする新たな層へのアプローチや、より親近感のある発信を図るための取り組みとして、本会ではSNSによる情報発信を積極的に行っています。

各部のアカウント紹介

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
(広報プロジェクトチーム)
@zenshakyo_koho



全国ボランティア・
市民活動振興センター
@zenshakyo_vc



全国社会福祉法人経営青年会
@zenkoku_seinenkai



日本福祉施設士会
@nihonfukushishisetsushikai



社会福祉 HERO'S
@shafuku_heros



全国保育士会（公式）
@hoikushikai1956



月刊福祉
@gekkkan_fukushi



保育の友
@hoikuno_tomo



中央福祉人材センター
(福祉のお仕事)
@chuofukushi_jinzaicenter



中央福祉学院
@lofos_shonan



誰もが自分らしく生きるために — 福祉と「権利擁護」の深いかわり

社会福祉法の改正や民法改正による成年後見制度の見直しなど、自己決定の尊重、意思決定の支援といった「権利擁護」の視点がより一層重要になっています。元来、福祉制度は、誰もが一人の人間として尊厳を保ち、自分らしく生きていくための「権利」を保障するためにつくられています。

「全社協 福祉ビジョン 2025」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現とは、生活の困りごとを支援するだけのしくみづくりではなく、住民一人ひとりがその人らしく暮らしていくための地域社会を共に築いていくことをめざしています。その根底には、「すべての人の権利を守る（権利擁護）」という大切な理念があります。

本特集では、「権利擁護」の重要性が高まっている今、あらためて福祉と権利擁護について考えます。

さまざまな課題	福祉の制度や仕組み（例）	そこから広がる可能性
- 就学・教育機会が保障されない - 人間関係上の困難 - 家庭内のケアで学校生活が制限される	- 一人ひとりに合わせた学びを支える【特別支援教育】 - 放課後の居場所や発達を支援する【障害児通所支援／放課後等デイサービス】 - 家庭でのケア負担を軽減する【ヤングケアラー支援／こども家庭福祉施策】	- いろいろなことを学べる - 同世代とさまざまなことに挑戦できる
- 働けない - 就労の選択が限られる - 低賃金で生活が成り立たない - 子育て・介護との両立が難しい	- 障害や体調に合わせた働き方を支える【障害者就労支援／福祉人材センター】 - 仕事と家庭（子育て・介護）の両立を支える【児童福祉施設／育児・介護休業制度／こども誰でも通園制度】 - 病気や障害による収入面を支える【障害年金／各種給付金】	- 能力を発揮し、やりがいを見出せる - 仕事を通じて人や社会とつながれる - 収入をもとに活動できる
- 住環境を維持できない - 家を居場所とできない - 部屋を貸してもらえない	- 家賃や住まい探しをサポートする【住居確保給付金／住宅セーフティネット制度 住宅確保要配慮者居住支援法人】 - 一人ひとりに合った暮らしの場（住まい）を支える【障害者グループホーム／地域生活支援】	- 地域との関係を築ける - どこでだれと暮らすかを選べる - 生活基盤を心配せずに活動できる
- 意思疎通が難しい - 情報・物理等の面でアクセスできない - 経済的な制約	- 情報やコミュニケーションの壁をなくす【手話通訳・要約筆記派遣事業／バリアフリーユニバーサルデザイン】 - 契約やお金の管理に関していつでも相談できる【日常生活自立支援事業／成年後見制度】	- 人と交流できる - 自分の好きなことを大切にできる - 日常の役割とは異なる「自分」を持てる
- 孤立 - 偏見・抑圧 「迷惑をかけたくない」という意識	- 困りごとの総合相談に乗る【社会福祉協議会／地域包括支援センター／障害者相談支援事業】 - 孤立を防ぎ地域でつながる【民生委員・児童委員／見守り訪問・サロン活動支援 つながりサポーター】	- 困ったときに支え合える - 人を信頼できる - 相手を尊重できる
- 生活基盤が保障されない - 虐待・暴力 - 差別・ヘイト	- 健康で文化的な最低限度の生活を保障する【生活保護制度】 - 虐待や暴力から身を守る【各種虐待防止法（障害者・高齢者・児童・DV）に基づく制度／日本版 DBS】 - 不当な差別を防ぐ【障害者差別解消法に基づく制度】	- 将来を考えられる - 新たな欲求・意欲が生まれる

ともに生きる豊かな地域社会

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会（「全社協 福祉ビジョン 2025」より）

「福祉」はよく次のように説明されます。

ふ だんの く らしの し あわせ

そこから広がる可能性

コラム

権利擁護をめぐるこの一年

社会福祉法改正（2026.6.19 成立）

- 第5条（福祉サービスの提供の原則）の第二項が新設され、福祉サービスの提供に当たっては、**利用者の意思決定の支援に配慮しつつ**、その意向を十分に尊重するよう努めなければならない、と規定されました。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置づけるとともに、あわせて相談体制等の整備を図ることとされました。令和10年度施行予定

民法（成年後見制度）改正（2026.6.17）

- 成年後見制度を見直し、本人の判断能力に応じて権限に差を設けた3類型のうち、「後見」と「保佐」を廃止して、「補助」に一歩化します。
- これまでは、必要な範囲で制度を利用したいとのニーズに対応できないという課題もありましたが、本改正により本人の必要な範囲で制度を利用することができるようになります。

- 厚生労働省が定める「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が改定・再周知され、福祉現場での運用が厳格化されています。
- 支援者の都合や「良かれと思って」の誘導を排し、本人の「自分で決める権利（自己決定権）」が最優先とされます。

- パブリックコメントやこども若者★いけんぶらすなどの仕組みを通じ、小学生から若者までの生の声を直接集め、施策に反映させるプロセスが標準化されています。
- 自治体レベルにおいて、独立した第三者機関（こども権利オンブズパーソンなど）を設置する動きが広がっています。さらに国レベルでも、こどもの権利侵害に対して調査や勧告ができる仕組みの整備議論が進んでいます。

「ふくし」という言葉の語源をひもとくと、「ふく（福）」も「し（祉）」も、どちらも「しあわせ」や「豊かさ」を意味します。福祉とは、特別な人のためのものではなく、「その人が一人の人間として大切にされ、自分の人生を自分で決めて生きていく権利（自己決定権や尊厳）を、社会全体で守る」ための具体的な手段（道具）です。

生活のなかの権利擁護に向けた 社会福祉の取り組み



本人の困りごとや願いを聴き、「こうしたい」と思えること、選べることを支える

課題・困難例

- 声を上げにくい（相談しても無駄、迷惑をかけたくない等）
- 生活上の困難から、自分の希望や将来を考える余裕を持ちにくい
- 家庭や社会からの孤立
- 言語、文化等の背景により制度や支援につながりにくい
- ヤングケアラー、DV、障害等が外から見えにくい
- 施設生活や、住まい選び、財産管理等の場面で意思表示が難しい

主なアプローチ

- 相談支援
- 情報提供
- アドボカシー
- 意思決定支援
- エンパワメント

若者の居場所づくり



若者が安心して過ごせる場所を設け、つながり続け、関係を育む。

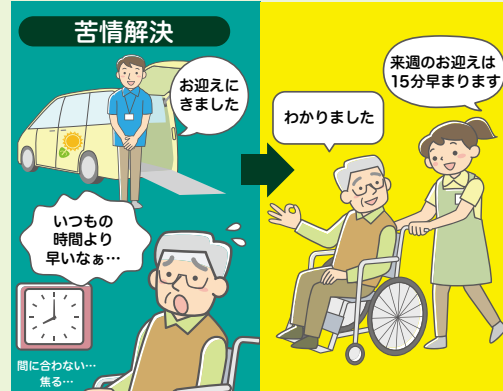
本人の権利・尊厳を損なうことを防ぎ、安心して自分らしい生活を営める状態を取り戻す

課題・困難例

- 虐待、暴力、差別、ハラスメント、消費者被害などの権利侵害
- 被害が表面化しにくい／本人が被害を認識しにくい
- 相談・苦情申立てや救済につながりにくい
- 本人の尊厳や意思が十分に尊重されないまま、本人のことが決まる

主なアプローチ

- 権利侵害・虐待の早期発見・対応
- 第三者評価事業
- オンズバパーソン・苦情解決
- 日常生活自立支援事業等の制度利用／成年後見



施設で気になった・困ったことを安心して話せる仕組みを整え、解決につなげる。

一人ひとりの選択や参加の機会を広げ、誰もが暮らしやすい社会を皆で考え、つくる

課題・困難例

- 孤独・孤立、社会との接続の困難さ
- 構造上の問題による排除

マイノリティ等であることによる問題

多様性や境界線上の課題が想定されていないことによる制度・環境上の障壁、理解不足による排除

地域や社会への参加機会の制限
情報・制度・サービス等へのアクセスの困難さ等

主なアプローチ

- 福祉教育
- 参加支援
- ボランティア・市民活動支援
- 地域づくり
- 他分野との協働
- 合理的配慮以前の環境整備
- 政策提言

みんな食堂



一つの場所を起点に、さまざまな人がボランティアや参加者等として集い、つながり合う場を作る。

福祉教育（防災マップ作成）



防災の視点から、地域のさまざまな人びとが住みやすい町を考える。

権利擁護の基本は、個人の生活・権利についてその人の**立場・感情・利益**に立って代弁し主張すること、あるいは本人が自分の意思を主張し権利行使ができるよう支援すること（権利侵害の予防・救済に係る仕組みも含む）です。

頼れる身寄りのいない高齢者等支援 多様な主体とともにつくる、安心のかたち

加齢や生活環境の変化により、一人では対応が難しい意思決定や手続き等に際し、頼れる人がいない場合、自分らしい選択や生活が続けることが難しい状況に置かれることがあります。

「結サポート〜くらし安心事業」豊田市社協

豊田市では、企業城下町として就労を機に移住してきた市民が多く、頼れる人がいないと考える高齢者が増えてきていることを背景に、2025年度から「結サポート」事業を開始しました。当事業は、高齢者・障害者の暮らしに関わる団体・企業等と、具体的な課題の洗い出しと対応策の対話を重ねてきたもので、「市民や多様な主体とともにつくる」を理念としています。実際に、2025年度から順次開始した取り組みはいずれも市民ボランティアや社会福祉法人、他分野の業界等と連携して実施しています。

頼れる人がいない高齢者等を支えるには、住民や他分野の多様な主体が関わるが必要になってきます。今後もさらなる課題に対応していくために様々な連携をさらに進め、また、具体的な個別支援を通じて深まる協働関係を地域づくりにつなげていくことが期待されます。

また、同事業利用により本人の周囲とのつながりがかえって乏しくならないよう留意し、反対に、同事業をきっかけに利用者自身が地域の人とのつながりを持ち、支え合う関係が生まれることも展望しています。

【主な取り組み】 日常的な安否確認・意思決定支援、 入退院・入退所時支援、死後事務

なかでも、日常生活支援（安否確認等）では、市社協開催の講座を修了した市民ボランティア「意思決定フォロー」が伴走支援を担っています。

定期的な自宅訪問による意思決定支援では、雑談といった自然な会話のなかから利用者本人の希望を引き出しながら、エンディングノート作成支援等、緩やかに本人の意思決定を支持していくことを大切にしています。



子どもアドボカシー 子どもの声を、子どもの力に

子ども本人の意見を聴き、また自らが思いや意見を表明できるようサポートし、子どもの権利を実現する「子どもアドボカシー」は、専門職（アドボケイト）のみならず、子どもの周りの誰もが担い手となりえます。

周囲の人によるアドボカシーは、生活・人生の選択の主体として、本人自身が「どうしたいのか」を考え、表明するセルフアドボカシーの形成が基本方針となります。

声を上げることを抑えられてきた経験を持つ子どもにとっては、「自分の思いを表明してよい」、「自分のことについて意思をもってよい」という主体性を取り戻すエンパワメントでもあります。また、アドボカシーの過程において虐待やいじめ等の権利侵害を発見する場合があります。

意見形成支援・意見表明支援（アドボカシー）を担う主体（例）



出典元：「アドボカシーに関するガイドライン案」より改変

社会的養護を必要とする子ども等への支援

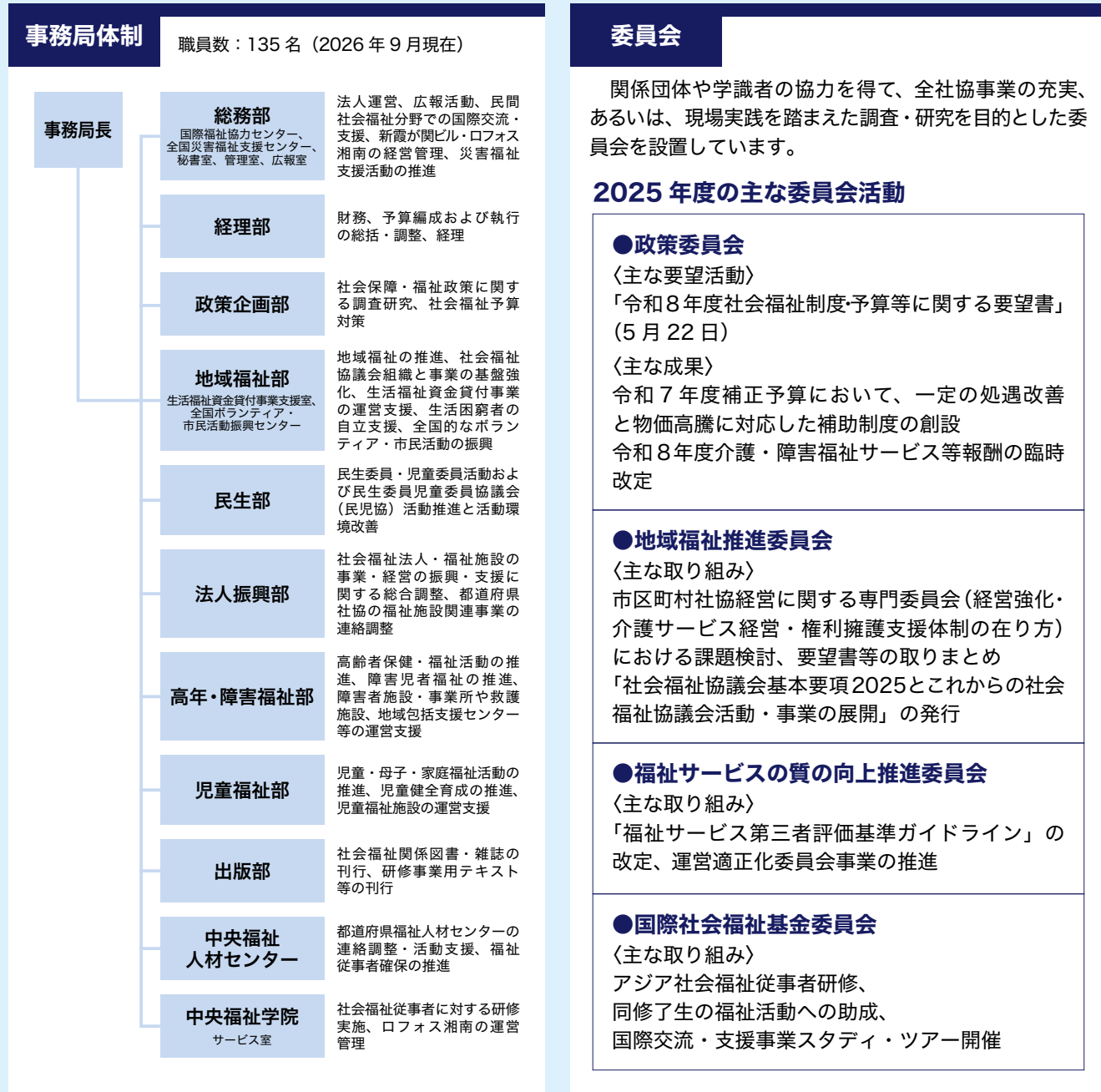
社会的養護を必要とする子どもは、施設入所や里親委託等に至る背景・状況に加え、施設等における日々の暮らしにおいてもさまざまな大人との関係のなかで、本人の養育環境を左右する重大な決定が行われます。

こうした日々の子どもの意見や意見を表明する権利を支えるため、2022年の児童福祉法改正により、「子どもアドボケイト」（意見表明等支援員／2024年度施行）等が制度化されました。現在、さまざまな自治体において、児童養護施設等に「子どもアドボケイト」が派遣され、子どもが自身の思いや意見を伝えられるようサポートしたり、子どもに代わって表明したりする「子どもアドボカシー」が施設職員との協働により取り組まれています。

全国児童養護施設協議会も2025年度に、倫理綱領改正とともに「権利擁護のためのチェックリスト」を改正し、子どもの権利擁護を推進しています。

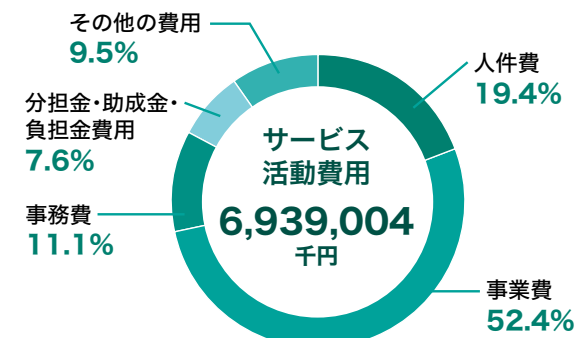
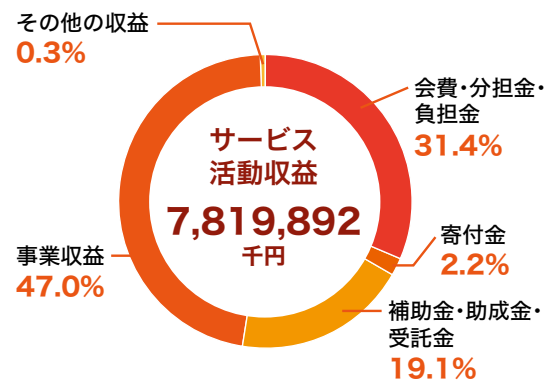
全社協の組織概要

全社協は、47 都道府県社協の連合会としての性格を基本に、社会福祉の分野別の全国団体（15 協議会・3 団体連絡協議会）を内部組織として設置しています。よりよい福祉制度の実現、福祉サービスの質の向上をめざし、これら協議会・団体と連携・協働して事業を推進しています。



全社協の財政

令和 7 年度決算



注：上記には、建物設備の更新費用等（設備投資費用）は含んでいません。

分野別全国団体（内部組織）の活動紹介

※会員数は 2026 年 3 月 31 日現在（民生委員・児童委員は同年 4 月 1 日現在）。活動紹介は、主に 2025 年度について。

（15 協議会・3 団体連絡協議会）

全国民生委員児童委員連合会

民生委員・児童委員数／223,910 人

民生委員のなりて確保や活動環境整備に注力し、国の「民生委員・児童委員活動費」の算定基礎額増額につなげました。また、「地域共生社会」の実現に向けた各種活動の推進や、民生委員制度創設 110 周年記念事業の準備を進めました。

全国保育協議会

会員数／20,951 施設

「子どもの最善の利益」の保障に向けて、国への提言・要望等を実施。保育士等の処遇改善やこども誰でも通園制度における単価等の見直しのほか、運営継続支援臨時加算や保育 ICT 推進加算、特別地域保育体制確保対応加算等の創設が保育政策に反映されました。

全国乳児福祉協議会

会員数／148 施設

都道府県社会的養育推進計画等の影響や取り組みを把握すべく臨時調査を実施。全会員から回答があり、その結果を共有しました。また、「乳児院養育指針」の第 6 版の改訂に向けて、ワーキングを設置し検討を行いました。

全国救護施設協議会

会員数／179 施設

個別支援計画にかかる研修会を国の委託研修と併催で開催し、福祉事務所のケースワーカー等に救護施設の取り組みの理解を深めていただく機会となりました。また実態調査を実施し、施設や利用者、退所者などの状況把握を行いました。

日本福祉施設士会

会員数／760 人

会の各種活動にかかる意見・要望等を集約し、今後の事業推進に役立てることを目的に、会員に対しアンケート調査を実施しました。令和 8 年度事業計画は、アンケート結果を参考として策定しました。

障害関係団体連絡協議会

構成団体数／20 団体

昨年度までの「避難生活における障害のある方の困りごと」研究の成果も踏まえ、災害時の備えを考えたり、また障害理解の促進をテーマにするなどのセミナーを開催し、障害当事者・関係者間の協議を進めました。

全国社会就労センター協議会

会員数／1,289 施設・事業所

障害者の就労支援サービスの質の向上に向けて、事業者指定・運営に関するガイドライン策定や、利益重視の不適切な事業の根絶への対応等について、令和 9 年の報酬改定も念頭に、厚生労働省との協議を行いました。

全国保育士会

会員数／178,553 人

保育所保育指針等の改定に向けた検討会に参画し、現場の現状や課題等について発信を行いました。また、主任保育士の専任必置の必要性についてエビデンスを収集するための調査の実施、保育の魅力や専門性を SNS（Instagram）等で発信しました。

全国母子生活支援施設協議会

会員数／191 施設

2024 年度に引き続き、制度動向やこども、女性、親子を取り巻く状況の変化等を踏まえ「全母協ビジョン」の見直し検討を行い、母子生活支援施設の高機能化・多機能化・多角化をめざすという考え方を示した「全母協ビジョン 2026」を策定しました。

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

会員数／2,592 センター

第 10 期介護保険事業計画に向けた検討が進むなか、センターの体制強化と業務負担軽減等に関する要望を行うとともに、頼れる身寄りがいない高齢者等の相談支援にかかるセンターの体制強化等についても要望書を提出しました。

全国社会福祉法人経営者協議会

会員数／7,739 法人

地域の福祉を守り抜くための賃金改善と物価対策支援の実現に向け、早急な財政支援等を求める提言活動を全国展開しました。また、社会福祉法人の方向性を示す羅針盤として、社会福祉法人アクションプラン 2030 を策定しました。

全国厚生事業団体連絡協議会

構成団体数／4 団体

生活困窮者や困難な問題を有する女性など、社会的支援を要する人びとへの支援をめぐる共通課題の解決に向けて協働を図るべく、地域における厚生事業関係施設の役割等の検討・協議を行いました。

全国身体障害者施設協議会

会員数／514 施設

厚生労働省における障害者支援施設のあり方検討に参画し、地域移行や地域生活の支援を含む入所施設の役割のとりまとめに加わりました。また、意思決定支援の指針を示し、ケアの質向上の取り組みを推進しました。

全国児童養護施設協議会

会員数／607 施設

「児童養護施設からの提言特別委員会」を設置し、2030（令和 12）年以降の児童養護施設の役割やあり方の検討を開始しました。また、子どもの権利擁護と最善の利益の保障を推進すべく、全国 4 会場で養育・権利擁護セミナーを開催しました。

全国福祉医療施設協議会

会員数／143 施設（病院・診療所）

全国大会やセミナーを通じ無料低額診療事業における外国人支援など地域課題への対応を協議しました。調査や紀要による実践の可視化、関係機関等との協議や情報発信を通じ、地域を支える拠点機能の強化を図りました。

全国ホームヘルパー協議会

会員数／1,763 人

次期制度改正を見据え、厚生労働省等へ提案・要望活動を行い、ホームヘルパーの役割と重要性を全国組織として訴えました。また、オンラインサロンの実施等により、ホームヘルパーの専門性の向上にも取り組みました。

全国社会福祉法人経営青年会

会員数／1,502 人

法人経営や組織運営についてともに学び、成長し、未来を考える若手経営者等をベロソナとし、学びとつながりの機会を提供。30 周年記念大会を開催し、青年会員のみならず卒会者からの参加も得て、福祉への想いを共有しました。

高齢者保健福祉団体連絡協議会

構成団体数／2 団体

介護保険・保健福祉事業の安定的な継続に向けて、幅広い関係団体と連携しつつ課題整理や今後の方向性の意見交換を行うとともに、厚生労働省とも課題認識の共有を図りました。

全国に広がる福祉関係者のネットワークで
「『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」をめざしています。



〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7820（代表）

URL <https://www.shakyo.or.jp/>